

名古屋市告示第172号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定事由となっている特定有害物質の除外について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則（平成26年名古屋市規則第89号）の施行に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第52条第 1号の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）に適合していない特定有害物質の一部を次のとおり除外します。

令和 7年 3月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 基準に適合していない特定有害物質について除外する区域
名古屋市瑞穂区明前町 808番の一部（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の一部）
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質から除外する物質の種類
一・一—ジクロロエチレン

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課